# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 4月 16 日現在

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2006~2008課題番号:18530096

研究課題名(和文) 寛容の政治理論:多様な価値と文化の共存を可能にする政治秩序

および社会規範の研究

研究課題名(英文) Politics of Toleration: A Study on the Political Order and Social

Ethics for the Coexistence of Diverse Cultures and Values

研究代表者

大澤 麦 (Osawa Mugi)

首都大学東京・社会科学研究科・教授 研究者番号:30306378

研究成果の概要:本研究は、異質な価値観や文化を有する個々人および諸集団の「共存」を旨とする「寛容」の理念を歴史的・思想史的に考察し直し、それを現代世界の対立を克服する新しい政治秩序と、それを基礎づける新しい社会規範とを考えるうえでの中心的な理念に位置づけることを目指したものである。「寛容」は本来、個と共同体との相互連関の中でのみ成り立つ理念であり、その意味で社会倫理を内に含んでいる。「寛容」を軸に自由主義の歴史と伝統を見直すことが極めて重要であることを、本研究は示した。

#### 交付額

(金額単位:円)

			(35 b)(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	直接経費	間接経費	合 計
2006年度	700,000	0	700,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	420,000	2,520,000

研究分野:西洋政治思想史、政治哲学 科研費の分科・細目:政治学・政治学

キーワード: 寛容、共生、自由、自由主義(リベラリズム)、ピューリタニズム、

ジョン・ロック、良心、多文化主義

## 1. 研究開始当初の背景

私は、それまで17世紀イングランドを中心に政治思想史の研究を行ってきた。そこでの主たる問題関心は国家と教会との関係、そして政治と宗教(キリスト教)倫理との関係に置かれていたが、本研究の中心に据えられた「寛容」(toleration or tolerance)こそ、まさにかかる問題が集約的に現れるものとして、私がひときわ重要視してきた理念にほ

かならなかった。私はこうした自分の政治思想史研究の成果を、現代世界の紛争や対立を 克服する政治秩序および社会規範の探求に、より明瞭かつ積極的に関わらせていく方向 を模索し始めたのであるが、それには以下の ような問題状況があった。

## (1) グローバル化の進展

東西冷戦構造の崩壊以後、リベラル・デモクラシーはグローバリゼーションの潮流に

後押しされながら全世界に拡大し、今日の唯一の妥当な体制原理と化しつつある。しかし、それを特徴づける人権、多元主義、政教分離等が西洋近代世界の政治文化の中で確立はれた諸価値であり、したがって非西洋地域によるその同化を伴わざるを得なかったことはといるではしば「文化帝国主義」の名こにリベをしばしば「文化帝国主義」の名こにリベされるのはこのためであり、ここにリベされるのはこのためであり、ここにリベきがより、デモクラシーを標榜する先進資本主義諸国に対する地域主義的、民族主義的な反発が生じる所以があった。

#### (2) 私的利益と公共性との衝突

リベラル・デモクラシーの原理の発祥地である欧米社会において、また第二次世界大戦後にその原理の急速な制度化を図りつつ発展を遂げてきた日本においても、私的利益と公共性との衝突が至る所で先鋭化し、紛争や対立の契機を不断に生み出し続けていた。このことはリベラリズムが体制原理であるとすれば深刻な意味を持つ。それは自らを生み出したリベラルな社会それ自体を崩壊させてしまいかねないからである。

#### 2. 研究の目的

前項に記した問題状況を克服する可能性 を模索するために、本研究は「寛容」という 理念の特質と意味を歴史的・思想史的に解明 したうえで、その成果を21世紀の政治秩序 を基礎づける新しい社会規範の理論の構築 に応用することを目指す試みである。この目 的の意味をより明瞭にするためには、「寛容」 という理念の特徴を明らかにする必要があ る。

# (1)「寛容」とリベラリズム

本研究の主題となる「寛容」もまた、西洋 近代のリベラリズムの発展の中で生成し育 まれてきた価値であると長らく主張されて きた (P. King, Toleration, Allen and Unwin, 1976)。それは中世秩序統合の象徴であった 普遍教会(ローマ・カトリック教会)の否定 としての宗教改革が生み出した宗教的混沌 状況と宗教戦争とを克服する思想、すなわち 思想としての「信仰の自由」を確立し、多様 な信仰生活を保障する宗教的寛容論をその 淵源にもつとされる (H. Kamen, *The Rise of* Toleration, George Weidenfield Nicolson, 1967. 成瀬治訳『寛容論の系譜』 平凡社、1970年)。この理解によれば、その 後の近代史の進展は寛容の対象となる信仰 (教会) の範囲を徐々に拡大していき、無神 論や異教をそこに包摂し、ついには宗教以外

のあらゆる人間事象(人種、民族、文化、ジェンダー、性向、嗜好など)が寛容を受ける対象として考えられるに至った。こうした中で寛容は、現代世界における中核的な価値のひとつに高められていったのである。リベラリズムが何よりも人間の多様性を重んじる思想であるとすれば、「異質なものの存在を許容し、これと可能な限り共存を図っていこうとする内面的・外面的態度」としての「寛容」は、社会秩序の安定を達成する平和の理念と考えられるからである。

# (2)「寛容」のジレンマ

しかし、近年におけるリベラリズムの哲学 的な諸研究は、こうした見通しが極めて短絡 的であることを指摘している(S. Mendus. Toleration and the Limits of Liberalism. Macmillan, 1989)。そもそも「寛容」の対象 に措定されるものが「道徳的に許容しかねる もの」である以上、そこには社会的悪をどこ まで容認しうるか(すなわち、「寛容」の限 界をどこに設定するか)、という切実な問題 が惹起される。多様な価値観の存在を前提に するリベラルな社会であればあるほど、これ を単一の尺度で決定することは困難を極め るばかりか、そうした試み自体がいたずらに 対立を深めかねない。さらに、その適用範囲 を個々人の趣味や嗜好の対象にまで拡大さ せた「寛容」は、個人の主観化された良心に 基づく自己選択に特権的な地位を付与し、お よそ個人が選び取るあらゆるものへの「寛 容」を何憚ることなく要求する態度を助長す る。つまり、前項で記したとおり、「寛容」 の理念そのものが不断に紛争や対立の契機 を増幅させる方向に作用しているというの である。

#### (3)「寛容」の柔軟性

しかしながら、「寛容」が紛争を生み出す という上記の見解は、二つの根本的な誤解に 起因している。ひとつは、リベラリズムの哲 学的特質が公私の二元論にあり、よって共同 体的契機を捨象することに存するという考 え方である。「寛容」論は本来、個と共同体 との相互連関の中でのみ成り立つ議論であ る。よって、それには社会形成原理の考察が 不可避的に伴うのであって、それを問題にせ ずに個人の自己決定の契機のみ重視する研 究は、問題の立て方それ自体に誤りを犯して いる。こうした意味で、本研究にはリベラリ ズムの政治文化における個と共同体との関 係を改めて問い直すという作業がおのずか ら伴う。それはまた、21世紀の秩序構成原 理としてのリベラリズムの真価を検証する ことにもなるのである。そして二つ目は、「寛 容」をリベラリズムの政治文化固有の理念と 即断する知的態度である。「寛容」の本来的

な意味が「異質なものの存在を許容する」こ とにあるとすれば、それは必ずしも人格の平 等な関係を前提にせず、よって、たとえば身 分制のような前近代的な社会関係のなかに おいてすら成り立ちうる。また、それは各時 代、各地域において支配的な特定の価値観に よって裁断され排除された文化や習慣を可 能な限り救い上げ、これらとの共生の条件を 模索していこうとする理念でもある。このこ とは「寛容」がリベラリズムの伝統の脆弱な 非西洋的、非キリスト教的文化圏においても 受容可能な秩序構成原理になりうることを 期待させてくれる。つまり、「寛容」は特定 の文化的伝統をもった地域や民族のみに受 容されうるような硬直した理念ではなく、極 めて多様で柔軟性に富んだ共同体倫理なの である。

以上述べてきたことから、本研究は「寛容」 の視座に立脚した、リベラリズムの内在的な 批判という特徴を併せ持っている。

#### 3. 研究の方法

今日の政治思想研究は、まさに「寛容」論研究において典型的に見られるように、過去の理念と思想の同時代的意味の抽出に没頭する歴史的・思想史的方法を取るものと、思想や理念の歴史的発展過程に注意を払わずに問題の理論的側面に専心する哲学的・理論的方法を取るものとに、大まかに二分することができる。いわば、過去と現在、歴史研究とは、今日の政治思想研究において必ずしも対話的かつ互恵的な関係にはないのである。

こうした状況に鑑みて、本研究ではさまざ まな歴史状況の中から寛容問題を抽出し、こ れを基に以下の5つの「寛容」の理念型を作 り、これらを分析のツールとして用いること にした。①「包括としての寛容」、②「下賜 としての寛容」、③「共同体論的寛容」、④「政 治的寛容」、⑤「権利としての寛容」(詳細は 大澤麦「寛容」、古賀啓太編『政治概念の歴史 的展開 第一巻』晃洋書房、2004年、8 5-103ページを参照せよ)。これによっ て、時代の異なる寛容問題を比較思想史的に 論じることを容易にし、先に述べた歴史研究 と哲学研究との対話の困難性を少しでも克 服することが目指される。その意味で、本研 究は豊富な歴史資料や研究文献を駆使して 表面的には歴史的・思想史的アプローチを用 いているものに映るかもしれないが、その目 指すところは、現代の寛容な社会を基礎づけ る規範理論の構築をおいてほかにはない。本 研究の「研究課題名」を「寛容の政治理論: 多様な価値と文化の共存を可能にする政治 秩序および社会規範の研究」とする所以である。

#### 4. 研究成果

前項までに述べた研究の背景・目的・方法をもって本研究を遂行した結果、現時点において以下のような成果をあげることができた。

## (1)「寛容」の理念型の精緻化

前項で述べた「寛容」の5つの理念型をより緻密なものにする過程で、本研究は実質的に遂行されていった。理念型それ自体の問題としては、とりわけ、①包括としての寛容、③政治的寛容、⑤権利としての寛容の3つにおいて新しい知見が得られた。

①は、当初帝政ローマにおける宗教政策を念頭に構築された。すなわち、多神教国家ローマは版図の拡大に伴い、様々な民族共同体をその領域内に包摂することになるが、それらと結びついた多様な宗教や習俗を基本的には許容した。この型をもって「包括と N・ルーマンの社会システム論における包摂したの間題などを考えるとき、この型は⑤で問題にされる体制や集団からの離脱・分離の自由(権利)との関連で常に考察されなくての緻密な議論は今後の課題である。

③の原型になったのは、宗教改革後のユグ ノー戦争終結に当たっての「ナントの勅令」 (寛容令) の発布を後押ししたフランス・ポ リティック派の寛容論であった。それは世俗 権力が宗教的・内面的価値にコミットせず、 ただ安全と秩序に自らの存在根拠を見出す という寛容のあり方である。当初本研究では、 このタイプの寛容をリベラル・デモクラシー における「中立的なアンパイアとしての国 家」という理念と直接結びつくものと考えて いた。しかし、国家が価値において中立であ るということは、国家はもはや寛容の主体に はなりえないことを意味する。言い換えれば、 本来寛容が自らの抱く価値にそぐわない事 物や言動を受け入れることを意味するとす れば、「中立」はリベラリズムの重要な構成 要素ではあっても、寛容論の直接的な主題を 構成するものとはならない。それは寛容論が 展開するフィールドの外的な城壁(枠組み) を構成するに過ぎないのである。

⑤については、次項(2)と密接な関連があるので、本項においては割愛する。

## (2) 良心論の発見

⑤の理念型である「権利としての寛容」は、 私の政治思想史研究を現代の諸問題に関連 付けるうえで、非常に重要な概念である。これは16~17世紀のピューリタンの言う

「良心の自由」が自らの信仰を告白し実践す る自由であったということの発見から始ま った。つまり、それには「内面の自由」のみ ならず、信仰を公然と告白し、それにまつわ る説教や出版活動を行い、教会(集会)を自 発的に設立する自由、言い換えれば、今日で 言うところの言論・出版・集会・結社の自由 が含まれていたのである。もちろん、実践を 伴う良心の価値を主張した例はそれ以前の 寛容思想の歴史においても枚挙に暇がない が、「良心の自由」を不可侵の人間の権利と 位置づけ、その保証を政治社会の構成原理の 問題として徹底的に自覚する思想を生んだ ところに大きな意義があった。こうした思想 に基づいて公権力に「寛容」が要求されると き、もはや「寛容」は上位者から下賜される ものではなく、神にのみ責任を負う人間の不 可侵の権利として現われるのである。

本研究ではこのような考え方の源泉をさらに深く追求していった。その結果、17世紀イングランドにおいて「良心」

(conscientia) を考える場合、「自由」の契 機ばかりでなく、「信従」(conformity)の契 機に着目することの意義を再確認した。ヨー ロッパ思想史においてはこの時代のみなら ず、ローマ人への手紙十三章における上位者 への良心的服従の命令は、為政者の命令(法) が臣民の良心を拘束し、彼らを体制に信従さ せる際の絶大な論拠を提供してきた。本研究 ではこの二つの契機を相互媒介したところ に成立するレヴェラーズの成文憲法草案「人 民協約」に、寛容論の大きな可能性を見出し た。それは、「協約」に同意してこれに署名 するすべての人に参政権を認め、彼らの自然 権(生得権)としての「良心の自由」を保全 してくれる国家を形成するための社会契約 であった。こうして良心の「自由」を保障す る国家への「信従」が成就され、ここに良心 の持つ「自由」と「信従」の両契機は、表裏 一体の関係に置かれつつ、「協約」の存在意 義と正当性とを支えるのである。

# (3)「寛容論」から見るリベラリズム思想 史の可能性

前項に述べた「良心」論に立脚する「人民協約」における「自由」と「信従」の相互媒介は、私的利益と公共性との二項対立に陥りがちな現代リベラリズムの問題点を克服する視座を提供してくれる。「共に知る」という語源的意味を持つ「良心」は、個人の内面に存する実践的な判断力であると同時に、共同体の倫理的紐帯として働く理念であった。すなわち、良心はもともと個人と社会とを対立させるどころか、両者を緊密に結びつける理念であったのである。リベラリズムの源流

がここに存するとするならば、われわれはリ ベラリズムの思想史の中心を個人の解放や 自律、あるいは宗教的理念からの政治の脱却 (世俗化) という点にのみおくのではなく、 そこにおける聖俗の共同体倫理の意味を改 めて考慮してみる必要がある。リベラリズム とキリスト教文化との関係、リベラルな社会 における国家と教会とのあり方。こうした問 題を含めた近現代リベラリズムの思想史を 構想することが、現代寛容論のジレンマを克 服する端緒になるはずである。そしてまた、 紛争や対立の解決を、既存のリベラリズムの 硬直した制度的・社会的枠組みの中での公権 力による公正・中立な裁定に期待するのでは なく、問題を新たな社会形成の構想力やヴィ ジョンの中で解こうとする発想を生むはず である。

## (4) 成果の公表および社会への還元

前項までに述べてきたことは、すべて公表 してきたわけではないし、いまだ考察の途上 にある議論も少なくない。次項に記した発表 論文等以外にも、現在、前出の5つの理念型 に基づいたリベラリズムの寛容論を専門的 に扱った研究書の準備を進めている。とくに 当面の課題として取り組んでいるのは、現代 の寛容問題の整理であり、これが終われば、 本研究のまとまった成果として公表できる 予定である。なお、その内容の一部は、私が 奉職する首都大学東京において2006~ 2008年度にかけて開講した「政治と文 化」の講義で披露してきたことは付言してお きたい。今後も「寛容」を軸にした政治思想 史、政治哲学は、引き続き追求していきたい と考えている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔学会発表〕(計 1件)

①<u>大澤麦</u>、「自由と信従:寛容論の思想的源泉としての良心」、日本政治学会、2008年10月12日、関西学院大学

#### [図書] (計 2件)

①日本イギリス哲学会編、研究社、『イギリス哲学・思想事典』、2007年、総頁78 0ページ。

<u>大澤麦</u>が執筆を担当した項目は、「寛容」(78-81ページ)、「レヴェラーズ」(542-543ページ)、「リチャード・オーヴァト

ン」(581-582ページ)、「ジョン・リルバーン」(676ページ) である。

②古屋安雄・倉松功・近藤勝彦・阿久戸光晴・ 大澤麦ほか、聖学院大学出版会、『歴史と神 学 下巻』、2006年、509-539ペ ージ。

# 6. 研究組織

(1)研究代表者

大澤 麦 (Osawa Mugi) 首都大学東京・社会科学研究科・教授 研究者番号:30306378

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし